



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

（当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。）

目 次

告 示

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 1

公 告

- 砂利採取業務主任者試験の実施（産業政策課） 1
○ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・5 件（中小企業支援課） 2
○ 事後調査報告書の縦覧（道路街路課） 3
○ 開発行為に関する工事の完了・10 件（南部土木事務所） 4

選挙管理委員会事項

- 沖縄県議会議員一般選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出に対する決定 6

労働委員会事項

- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定に基づく認定 9

告 示

沖縄県告示第328号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、令和2年沖縄県告示第391号で同意の認定をした湊川加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和6年9月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和6年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和6年9月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時及び場所

- (1) 日時 令和6年11月8日（金曜日）午前10時から午前12時まで
(2) 場所

- ア 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県本庁舎内会議室
イ 宮古島市平良字西里1125番地 沖縄県宮古合同庁舎内会議室
ウ 石垣市字真栄里438番地の1 沖縄県八重山合同庁舎内会議室

- 2 受験手続 受験願書を令和6年9月24日（火曜日）から同年10月11日（金曜日）までに沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。受験願書は、原則として簡易書留郵便により提出するものとし、願書受付締切当日の消印のあるものまで有効とする。

- 3 受験願書配布場所等 受験願書は、沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）、沖縄県宮古事務所総務課（宮古島市平良字西里1125番地）及び沖縄県八重山事務所総務課（石垣市字真栄里438番地の1）において配布するほか、沖縄県商工労働部産業政策課ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/seisaku/kiban/saiseikijarisaishugyoumukanri.html>）に掲載する。

- 4 その他 詳細については、沖縄県商工労働部産業政策課（電話番号098－866－2330）に問い合わせるこ

と。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タウンプラザかねひでよかつ阿麻和利市場 うるま市与那城西原571番地1ほか26筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇494番地1 代表取締役 知念三也
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和6年9月10日から同年10月10日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 東部今帰仁モール 今帰仁村字平敷山出原282番地ほか4筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 東部開発株式会社 沖縄市知花六丁目11番40号 代表取締役 仲宗根勉
- 3 法第8条第1項の規定による今帰仁村の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和6年9月10日から同年10月10日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）タウンプラザかねひで名護新大宮店 名護市宮里六丁目7番10号ほか16筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇494番地1 代表取締役 知念三也
- 3 法第8条第1項の規定による名護市の意見の概要
 - (1) 名護市都市計画マスタープランにおいて、低層住宅を基本としたゆとりある住環境の形成を誘導する中密都市型エリアに位置付けられている。そのため、各種法令を遵守し周辺環境に配慮した上で、災害や公害等の発生に十分注意すること。
 - (2) 近隣住民の生活に配慮し、騒音、振動、悪臭等の発生防止に努めること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和6年9月10日から同年10月10日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）タウンプラザかねひで名護市場 名護市東江五丁目22番2号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇494番地1 代表取締役 知念三也
- 3 法第8条第1項の規定による名護市の意見の概要
 - (1) 名護市都市計画マスタープランにおいて、低層住宅を基本としたゆとりある住環境の形成を誘導する中密都市型エリアに位置付けられている。そのため、各種法令を遵守し周辺環境に配慮した上で、災害や公害等の発生に十分注意すること。
 - (2) 近隣住民の生活に配慮し、騒音、振動、悪臭等の発生防止に努めること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和 6 年 9 月 10 日から同年10月10日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タウンプラザかねひでよかつ阿麻和利市場 うるま市与那城西原571番地1 ほか26筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇494番地1 代表取締役 知念三也
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和 6 年 9 月 10 日から同年10月10日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 主要地方道南風原知念線（高規格道路 南部東道路）整備事業
 - (2) 種類 一般国道等の新設の事業
 - (3) 規模 南風原知念線の本線部の延長7,400メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域 南風原町及び南城市
- 4 事後調査の実施期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 22 日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

- ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
イ 沖縄県南部土木事務所南部東道路建設現場事務所 南城市大里字仲間1112番 2
ウ 南風原町経済建設部まちづくり振興課 南風原町字兼城686番地
エ 南城市土木建築部都市整備課 南城市佐敷字新里1870番地

(2) 期間 令和 6 年 9 月 10 日から同年 10 月 9 日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(3) 時間 午前 9 時から午後 5 時まで

6 その他参考となる事項 なし

7 この公告及び縦覧に関する問合せ先

(1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号098－866－2390

(2) 沖縄県南部土木事務所南部東道路建設現場事務所 南城市大里字仲間1112番地 2 電話番号098－944－5155

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 10 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 3 月 9 日 沖縄県指令南土第148号、令和 6 年 7 月 1 日 沖縄県指令南土第311号（変更）
2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根橋口原591番 7
3 公共施設 なし
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字座波1243番地の 1 メゾンM・K 201号室 辺野喜明
5 検査済証番号 令和 6 年 7 月 1 日 N第1599号
6 工事完了年月日 令和 6 年 7 月 1 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 10 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 9 月 11 日 沖縄県指令南土第462号、令和 5 年 12 月 18 日 沖縄県指令南土第644号（変更）
2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川神ノ奥原346番10及び346番11
3 公共施設 なし
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字嘉数648番地 7 神里隼野、豊見城市字嘉数648番地 7 神里苑子
5 検査済証番号 令和 6 年 7 月 5 日 N第1600号
6 工事完了年月日 令和 6 年 6 月 23 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 10 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 2 月 22 日 沖縄県指令南土第113号
2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛島之前原148番 1 ほか 2 筆
3 公共施設 なし
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市小禄 1 丁目 27 番 15 号 ソシアー Z 201 野原光、那覇市小禄 1 丁目 27 番 15 号 ソシアー Z 201 野原亜耶乃

- 5 検査済証番号 令和 6 年 7 月 8 日 N第1601号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 6 月 24 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 10 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 4 月 28 日 沖縄県指令南土第260号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛島之前原575番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字後原390番地 2 MK マンション I 206号室 川田大輝、八重瀬町字後原390番地 2 MK マンション I 206号室 川田美沙
- 5 検査済証番号 令和 6 年 7 月 8 日 N第1602号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 6 月 24 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 10 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 5 月 29 日 沖縄県指令南土第308号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城前田原340番 5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字宮平393番地 7 クローバーハイツ202 川崎浩貴、南風原町字宮平393番地 7 クローバーハイツ202 川崎明菜、南風原町字新川11番地 1 オアシスヒルトップ20
3 川崎浩正、南風原町字新川11番地 1 オアシスヒルトップ203 川崎好美
- 5 検査済証番号 令和 6 年 7 月 12 日 N第1603号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 4 月 15 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 10 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 5 月 9 日 沖縄県指令南土第274号、令和 5 年 9 月 5 日 沖縄県指令南土第444号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真栄平真栄平原20番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎一丁目30番 2 -201号コーポキャッスル 大城幸正
- 5 検査済証番号 令和 6 年 7 月 12 日 N第1604号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 6 月 27 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 10 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 10 月 2 日 沖縄県指令南土第501号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波当原66番17

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市字北波平245番地の7ブランドール北波平501 川満枝実
- 5 検査済証番号 令和 6 年 7 月 12 日 N第1605号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 7 月 1 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 10 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 9 月 14 日 沖縄県指令南土第467号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里前原345番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字真栄里2042番地の8 ファンイン・ビュー金城203号 新垣一喜
- 5 検査済証番号 令和 6 年 7 月 18 日 N第1606号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 7 月 1 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 10 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 4 月 12 日 沖縄県指令南土第237号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根橋口原709番 3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字真地344番地ネクステージスカイヴィラ301 玉那覇正也、那覇市字真地344番地ネクステージスカイヴィラ301 玉那覇紹乃
- 5 検査済証番号 令和 6 年 7 月 18 日 N第1607号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 7 月 5 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 9 月 10 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 2 年 11 月 19 日 沖縄県指令南土第466号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大度津間原427番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 愛知県名古屋市昭和区楽園町118番地の12 伊藤栄里子、愛知県名古屋市昭和区楽園町118番地の12 伊藤公雄
- 5 検査済証番号 令和 6 年 7 月 19 日 N第1608号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 7 月 10 日

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第24号

当委員会は、令和 6 年 6 月 16 日執行の沖縄県議会議員一般選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出に対し、決定したので、次のとおり要旨を告示する。

令和 6 年 9 月 10 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

決 定 書

沖縄県宜野湾市真志喜五丁目 9 番 2 -101 号レオパレス R A T O K A

異議申出人 比嘉 隆

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、令和 6 年 6 月 28 日をもって提起された同月 16 日執行の沖縄県議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）の宜野湾市選挙区、名護市選挙区、うるま市選挙区、沖縄市選挙区、浦添市選挙区、那覇市・南部離島選挙区、豊見城市選挙区、島尻・南城市選挙区、糸満市選挙区、宮古島市選挙区、石垣市選挙区、国頭郡選挙区及び中頭郡選挙区における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出のうち、本件選挙の宜野湾市選挙区以外の選挙区における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出、本件選挙の宜野湾市選挙区に係る再開票の求め並びに沖縄県議会議員選挙の各選挙区における株式会社ムサシによる集計システムの使用開始年度の開示の求めを却下する。

本件選挙の宜野湾市選挙区における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

申出人は、本件選挙の宜野湾市選挙区、名護市選挙区、うるま市選挙区、沖縄市選挙区、浦添市選挙区、那覇市・南部離島選挙区、豊見城市選挙区、島尻・南城市選挙区、糸満市選挙区、宮古島市選挙区、石垣市選挙区、国頭郡選挙区及び中頭郡選挙区における選挙の効力及び当選の効力を無効とすることを求めるとともに、本件選挙の宜野湾市選挙区に係る再開票及び沖縄県議会議員選挙の各選挙区における株式会社ムサシによる集計システムの使用開始年度の開示を求めるものである。

その理由及び主張するところを要約すれば以下のとおりである。

- 1 本件選挙の宜野湾市選挙区において、他の候補者の得票数が時間の推移とともに増える中、申出人の得票数のみほとんど増えずに 901 票となるのは、通常の開票作業では起こりえない。

本件選挙の宜野湾市選挙区では、株式会社ムサシによる集計システムを申出人ほか 1 名に使用し、他の 4 名の候補者は手作業で票を集計し、当該集計システムで集計した 2 名は落選したところ、沖縄県の多くの市町村において当該集計システムが導入されており、事前の世論調査や出口調査と乖離した選挙結果が多く見られる状況などからすると、当該集計システムによる申出人の得票数集計に係る作業において、得票数の電子的な改ざんが行われたことが推認される。このことは、本件選挙の宜野湾市選挙区以外の選挙区における選挙の効力にも影響する。

このため、手作業など改ざんができない状況における投票の再開票を求めるとともに、沖縄県議会議員選挙の各選挙区における当該集計システムの使用開始年度の開示を求める。

- 2 本件選挙の宜野湾市選挙区に係る当選人のうち 1 名の作業コーナーが公正な開票が行われたかを第三者が判別するのが困難な位置にあり、当該当選人の開票作業について、不可解な遅延や、他の候補者の開票終了後に当該当選人のみ個別で開票作業をしていた不透明な時間帯があり、終盤、当該当選人に数千票上乘せされ、2 位で当選したことからすると、当該当選人の開票作業において、得票数の物理的な改ざんが行われたことが推認される。

また、前記 1 の理由がある以上、本件選挙の各選挙区に係る当選人の当選の効力も無効である。

- 3 防犯カメラが全投票所、開票所に 1 台も設置されておらず、開票過程が不透明な状況で異常な票数や上乘せが見られるのは、電子的、物理的な票の改ざんが行われたと言わざるを得ない。

決定の理由

当委員会は、本件異議の申出の要件審理において、一部不適法と認められる点があったことから、申出人に補正を命じたところ、令和 6 年 7 月 31 日に申出人から補正書が提出された。また、申出人に対しては同年 8 月 1 日に口頭意見陳述の機会を与えるとともに、宜野湾市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し関係する物件の提出を求めるなど、慎重に審理した。

- 1 本件選挙の宜野湾市選挙区における選挙の効力について

(1) およそ選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 205 条第 1 項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」（昭和61年2月18日最高裁判決）するものとされている。

当委員会は、こうした観点に立ち、申出人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

- (2) 開票作業における開票状況や開票結果は、開票管理者及び開票立会人等、開票所内の関係者が実際の票を確認することによって把握されるものであり、選挙の公正が担保されている。

この点、当委員会において、市委員会から提出された物件を確認したところ、本件選挙の宜野湾市選挙区における開票作業はおおむね次のとおりであった。

なお、本件選挙の宜野湾市選挙区においては、法第79条第1項に基づき開票事務と選挙会事務を合同で行っているため、同条第3項の規定により、開票管理者又は開票立会人は、選挙長又は選挙立会人をもって充てられたほか、選挙録は開票録を兼ねて作成されている。

ア 令和6年6月16日午後9時00分から、宜野湾市立はごろも小学校体育館において、開票が開始された。

イ 開披された投票は、読取分類機により、候補者別、白票、読取不能に自動分類される。なお、機械で読み取れなかった票や読取分類機が故障した場合は、手作業にて候補者別に分類される。

ウ 担当する候補者ごとに配置された審査係において、担当以外の票、疑問票の混入がないか2回審査し、疑問票については疑問票係において、効力判定資料を参考に有効票又は無効票に分類し、選挙立会人に回付した後、選挙立会人の意見を受け、選挙長が決定し、候補者ごとに配置された計数係に回付する。

エ 第1計数係において審査係で審査済みの票を計数機にかけ、100票ごとにクリップ止めし、第2計数係において再度計数機にかけ、100票あるか最終確認後、候補者ごとに配置された効力決定添付係に回付する。

オ 効力決定添付係において票の上に候補者氏名表を添付して輪ゴム止め後、票数を記入して候補者ごとに配置された計算係に回付し、第1計算係及び第2計算係において候補者氏名表に記載された候補者名等と中身が合致しているか確認し、100票の場合は、得票計算書にチェックを入れ、候補者氏名表に束数を記入し処理欄の済に○印を記入する。100票に満たない票は、最後に端数票として得票計算書にその票数を記入する。なお、指定時刻ごとの速報は、ここから票数をとることとなっている。

カ 得票編綴・整理係において、第2計算係を経てきた票を、候補者ごとに集積台に整理し、500票1束の得票を作り、500票ごとに有効投票決定表を添付し、選挙立会人の確認を受ける。

キ 全ての事務が終了後、開票結果などをまとめた選挙録に選挙長及び全ての選挙立会人が署名し、午後10時35分に選挙会が終了した。

- (3) 申出人は、他の候補者と比べて時間の推移とともに自己の得票数が増えないことについて、通常の開票作業では起こり得ず、集計システムによる改ざんが行われた旨主張するが、指定時刻ごとの速報における得票数の推移は、上記のとおり、一連の開票作業を経て計算係に回付された票数に基づき当該速報が行われる結果であり、申出人の主張は独自の見解にすぎない。

そして、上記のとおり、投票は、読取分類機等により分類された後、審査係において目視による内容点検が2回行われ、票数についても、計数係において計数機を2回使用して確認が行われ、計算係において得票計算書でチェックを行い、最終的には選挙立会人の点検を受けた上で選挙長が決定している上、選挙長及び全ての選挙立会人の確認及び署名を得て適法に選挙録が作成されており、本件選挙の宜野湾市選挙区における開票作業が適法に行われたとの推認を覆す特段の事情が存在するとは認められない。

したがって、本件選挙の宜野湾市選挙区の開票事務において、法第205条第1項の選挙の規定に違反して行われたとする事情、すなわち選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること又は選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるような事情は認められず、選挙の無効原因に該当しない。

2 本件選挙の宜野湾市選挙区に係る当選人の当選の効力について

- (1) 当委員会は、前記1のとおり、申出人の主張が選挙の無効原因に該当しない旨判断したことから、選挙が有効に行われたことを前提として、当選の効力について判断する。

(2) およそ当選の効力に関する争訟においては、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成4年12月17日名古屋高裁判決）とされている。

(3) 申出人の主張は、広く解すれば「各候補者の有効得票数の算定の違法」に関するものと認められるが、前記1のとおり、本件選挙の宜野湾市選挙区における開票手続は適正に執行されているところである。

申出人は、本件選挙の宜野湾市選挙区に係る当選人のうち1名に係る開票作業の状況及び得票数の推移について不透明な点があり、得票数の改ざんが行われた旨主張するが、各候補者に係る開票作業の状況及び得票数の推移は、前記1(2)のとおり、候補者ごとに分類された票が、候補者ごとに配置された各係における一連の開票作業を経て、一定の票数にまとめて整理されること等の結果であって、申出人の主張は独自の見解にすぎない。

また、申出人は、本件選挙の宜野湾市選挙区における開票作業について、公正な開票が行われたか確認できない状況にあった旨主張するが、法第69条の規定により、選挙人は、その開票所につき、開票の参観を求めることができることとされているほか、法第66条の規定により、開票は、開票に関する事務の公正な執行を監視すること等をその任務とする開票立会人（前記1(2)のとおり、本件選挙の宜野湾市選挙区においては、選挙立会人をもって充てている。）の立会いの上行われることとされており（なお、当委員会において、市委員会から提出された物件を確認したところ、選挙立会人の役割として、「開票全般について、事務が適正かつ公正に行われているかどうか会場内を見回って監視してください」などと説明されている。）、前記1(2)のとおり、全ての選挙立会人の確認及び署名を得て適法に選挙録が作成されているところである。

したがって、開票時に不適切な計数の疑いがあるとする申出人の主張は、これを採用することはできず、本件選挙の宜野湾市選挙区に係る当選人の当選を無効とする事由に該当しない。

3 なお、申出人は、口頭意見陳述等において、本件選挙の宜野湾市選挙区以外の各選挙区についても、選挙及び当選人を当選とした処分を無効とすべき旨を主張しているが、地方公共団体の議会の議員の当選の効力に関する異議の申出は、「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加しうる権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もつて選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している法意であると解するのが相当である」（昭和39年2月26日最高裁大法廷判決）ことから、選挙区のある選挙においては、その選挙区の選挙人及び候補者に限られると解される。申出人は本件選挙において、宜野湾市選挙区の選挙人であり、本件選挙の宜野湾市選挙区に係る公職の候補者であるため、本件選挙の宜野湾市選挙区以外の選挙区に係る異議の申出は不適法である。

また、申出人は、本件選挙の宜野湾市選挙区について手作業など改ざんができない状況における投票の再開票を求めるとともに、沖縄県議会議員選挙の各選挙区における株式会社ムサシによる集計システムの使用開始年度の開示を求めているが、法第202条第1項及び第206条第1項の規定は、選挙の効力又は当選の効力を争う以外の争訟は認めていないと解されることから、これらの申出は不適法である。

以上のとおり、本件選挙の宜野湾市選挙区における選挙の効力及び当選の効力に関する申出人の主張には理由がないことからこれを認容することはできず、本件選挙の宜野湾市選挙区以外の選挙区に係る異議の申出、本件選挙における宜野湾市選挙区に係る再開票の求め及び沖縄県議会議員選挙の各選挙区における株式会社ムサシによる集計システムの使用開始年度の開示の求めは不適法である。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和 6 年 8 月 22 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

労働委員会事項

沖縄県労働委員会告示第3号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、職員が結

成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、令和5年沖縄県労働委員会告示第5号は、廃止する。

令和6年9月10日

沖縄県労働委員会

会長 田 島 啓 己

- 1 地方公営企業等の名称 沖縄県病院事業
- 2 組合の名称又は表示 前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者
沖縄県病院事業局	本庁機関	病院事業統括監
	総務企画課	課長 副参事 班長 主幹
	経営課	課長 班長（施設整備・ICT推進班の班長を除く。） 主幹（施設整備・ICT推進班の主幹を除く。）
	管理課	課長 医療企画監 看護企画監 病院管理監 班長 主幹 人事、給与、勤務、組織定数、人材確保及び労使関係担当の主査及び主任技師
	出先機関	北部病院 院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
		中部病院 院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 設備・調達課長 看護部長 副看護部長
		南部医療センター・こども医療センター 院長 副院長 母子センター長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 設備・調達課長 看護部長 副看護部長
		宮古病院 院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
		八重山病院 院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
		精和病院 院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 医事・経営課長 看護部長 副看護部長
		病院総務事務センター 所長 副所長

- 4 認定年月日 令和6年7月11日

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地